

## 議員提出議案一覧表（意見書）

### 議員提出議案第 1 号

#### 地方財政の充実・強化を求める意見書（可決）

厳しい地方財政の現状の中、自治体は、医療、介護などの社会保障、子育て支援策の充実、児童虐待防止、生活困窮者自立支援、貧困対策、環境対策、地域交通の維持・確保、空き家問題、地域活性化、地域社会の維持・再生、近年多発している災害対策など、その果たす役割が拡大している。

公的サービスを担う人材不足は深刻化している中、人口減少対策に加え、新型コロナウイルス感染症対策、物価高、人への投資、デジタル化、脱炭素化などの重要課題にも取り組んでいかなければならない。

自治体が必要な行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、増大する地方の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ることをはじめ、持続的な地方税財政の充実・強化が不可欠である。

よって、下記の事項について、万全の対策を講ずるよう、強く求める。

#### 記

- 1 地方の財政自主権の確立を目指し、地方財政の一層の充実・強化を図ること。
- 2 現在6対4となっている国税と地方税の割合について、国と地方の役割分担に応じた税の配分となるよう、偏在性や安定性に配慮しつつ、地方税の配分割合をさらに引き上げること。
- 3 地方交付税は、自治体が住民の生活に必要な不可欠な行政サービスを安定的に提供するための財政的な基盤であり、恒常的な財源不足の解消に向け、臨時財政対策債等の特例措置に頼るのではなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行い、地方交付税の総額を安定的に確保すること。
- 4 地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、国と地方の協議の場等を通じ、地方の意見を十分反映すること。システム改修費や人件費など自治体に新たな経費が発生する場合は、その全額を国の負担とすること。
- 5 地域活性化、デジタル化、脱炭素化、リスクリングを含めた人への投資、子ども・子育て支援の強化、物価高騰対策など地方の財政需要は増大しており、より積極的な一般財源の確保・拡充を図ること。
- 6 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通をめぐり、普通交付税の算定項目に地域交通政策に関する項目を位置づけること。
- 7 災害の多発化や新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けて、自治体職員の人員不足は、ますます深刻な問題となっており、人への投資、賃上げの実現を進めるため、住民が求める地域公共サービスを提供するために必要な人件費のさらなる充実を図ること。特に、確保が難しくなっている技能労務職員の必要性を踏まえ、基準財政需要額の算定における給与費を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

---

### 議員提出議案第 2 号

#### 教育予算の増額と負担軽減措置等の拡充を求める意見書（可決）

日本は、他のOECD諸国に比べ、政府支出に占める教育機関に対する公的教育費の割合が著しく低く、保護者や本人など家計の教育費負担が大きいのが現状である。その結果、家計の状況や居住地等により子どもたちの教育機会に格差が生じており、そのことが我が国の貴重な人的資源の損失・逸失にもつながっている。

人口減少社会を迎える中、我が国、とりわけ地方の未来を担う子どもたちに豊かな教育の機会と希望に応じた選択肢を社会全体で保障することが今、何より大切であり、経済的理由や地理的要因等により、意志のある子どもたちが希望する教育や進学を諦めることのない教育環境を整えることが国の責務である。

また、教育現場は、いじめ・嫌がらせや不登校、暴力行為等の問題行動や教育格差の拡大、さらには一部保護者からの過剰なクレームへの対応など様々な課題に直面している。教職員の業務が煩雑化・多忙化している一方で、非常勤教職員の割合が拡大しており、過労死など深刻な過重労働の問題も顕在化している。こうした課題に直面する中で、児童・生徒の個別の課題への適切かつ丁寧な対応を可能にしていくためには、教職員の質を高めるとともに、教職員数の拡充を図り、子ども一人一人に十分対応し得る体制にすることが重要である。

よって、政府に対して、下記の施策を実施することを強く求める。

#### 記

- 1 教育予算の大幅な拡充を行うこと。
- 2 就学援助や学習支援事業を推進・拡充すること。
- 3 給付型奨学金・無利子奨学金の拡充を行うこと。
- 4 大学等における授業料減免措置の拡充と国立大学法人運営費交付金の維持・充実を図ること。
- 5 多様な教育機会の確保及び公私間格差是正のため、私学助成の充実を図ること。
- 6 教職員の長時間（過重）労働の解消に向けて具体的な施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

---

### 議員提出議案第3号

#### 物価上昇に見合う年金額引上げを求める意見書（可決）

2025年度の年金額の改定率は、物価変動率がプラス2.7%、名目手取り賃金変動率がプラス2.3%であり、物価と賃金がともにプラスで、賃金が物価を下回るため、67歳以下の新規裁定者、68歳以上の既裁定者ともに名目手取り賃金変動率の2.3%を適用した一方、3年連続してマクロ経済スライドを適用し、2025年度は0.4%の調整とし、67歳以下の新規裁定者、68歳以上の既裁定者ともに1.9%の改定となった。物価変動率との関係で見れば、実質的には0.8%の減額となり、第2次安倍政権以降の13年間で公的年金は実質8.6%の減額となった。

この間、消費税は5%から10%へと2倍になり、75歳以上の医療費窓口負担も2倍。介護保険料や国民健康保険料の引上げなど社会保険料が増え、物価高騰も重なる中、医療費や食費を削らざるを得ない状況も生まれ、年金生活者の実質可処分所得は大きく目減りしている。

高齢者世帯の約3分の2は、公的年金が家計収入の全てという状況である。年金額が所得と家計消費に占める割合の高い自治体も多く、年金支給額の削減は受給者の購買力を低下させており、地域経済

への影響も大きくなっている。年金額の引上げは生産と流通を活性化させ、広く地域経済に好影響を及ぼす。

以上を踏まえ、政府において、下記の事項について実施するよう強く求める。

記

- 1 若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

---

#### 議員提出議案第4号

##### 今冬の豪雪災害を踏まえた豪雪対策への支援強化を求める意見書（可決）

昨冬、本市は短期集中的な降雪が続き、記録的な豪雪災害が発生し、大規模な交通機関の混乱、住居や公共施設の雪害、除雪作業に伴う多数の死傷者も発生した。

今冬、12月は例年に比べて降雪量が少なかったものの、1月からは、今季における最長寒波とも言われる日が続く、青森地区において、1月19日から2月3日までの16日間で、一気に124センチメートルも積雪深が増加する中、市民からは「買い物や病院に行けない」、「屋根雪で住居が潰れそう」、「緊急車両や灯油の配達トラック、ごみ収集車が目的地にたどり着けない」、「通学路の除排雪が追いつかず、学校に通えない」といった悲鳴の声が市内全域から上がり続け、2月6日には県による代行除雪が実施されるなど、事態は昨冬以上の豪雪災害となった。

記録的な豪雪災害が2年連続して発生する中、本市の除排雪体制はいよいよ抜本的な見直しが急務となっている。そのためには、国としても抜本的な支援の強化がなくてはならない。

以上を踏まえ、政府において、豪雪災害を踏まえた今後の豪雪対策の支援について、下記の事項について実施することを強く求める。

記

- 1 災害級の豪雪の際に自治体の負担が増大しないよう、除排雪の財政的支援の強化・拡充を行うこと。
- 2 除雪オペレーターの確保や作業効率化のためのICT活用に対する支援を行うこと。
- 3 降雪、凍結等の影響により、道路が傷みやすいことを踏まえ、道路補修に係る自治体負担の軽減策を講じること。
- 4 福祉の雪処理支援等の自治体独自の支援策に対する財政支援の強化を行うこと。
- 5 地域の雪寄せ場確保のための空き家の除去、空き地の活用に係る支援を行うこと。
- 6 農業への雪害防止のための農道除排雪に対する支援制度を創設すること。
- 7 2年連続で雪害に遭っているリンゴ農家をはじめとする農家に対して支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

---

#### 議員提出議案第5号

##### 青森市除排雪業務の調査に関する決議（否決）

本議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、本市における除排雪業務について、市民生活の安全確保及び行政運営の実効性の観点から、制度及び運用の実効性を検証し、再発防止及び改善に資する事実解明と提言を行うことを目的とする。

以上を踏まえ、以下の事項について調査するものとする。

#### 記

#### 1 調査事項

- (1) 除排雪業務の契約内容及び契約方式の実効性
- (2) 除排雪業務の履行状況及び出動実績の実態
- (3) 評価制度及び支払い基準の妥当性
- (4) 降雪状況と出動実績との相関関係
- (5) 指令・確認・監督体制の実効性
- (6) その他青森市除排雪業務調査特別委員会が必要と認める事項

#### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条第4項及び青森市議会委員会条例第6条の規定により委員10人からなる「青森市除排雪業務調査特別委員会」を設置して、これに付託するものである。

#### 3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

#### 4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

#### 5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、なしとする。

以上、決議する。

令和8年3月24日

---